

◎総合評価審査委員会の設置に関する規程

制 定〔平成17年12月19日水機規程平成17年度第18号〕

最終改正〔平成26年 3月31日水機規程平成25年度第16号〕

(通則)

第1条 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注する工事（建設工事に資格業者認定要領（水公達平成9年第5号）第3条に規定する工事をいう。以下同じ。）に係る競争参加者の技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式、いわゆる総合評価方式（「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）第8条第1項に基づき定められた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成17年8月26日閣議決定）第2の3（1）及び（2））における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価等を行うため、機構に総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、公正かつ中立の立場で、客観的に技術提案の審査・評価その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する委員（以下「外部委員」という。）並びに副理事長、財務担当理事及び技術管理担当理事で構成する。

- 2 委員会は、委員6人以内で構成する。
- 3 外部委員の任期は、2年とする。ただし、外部委員が欠けた場合の後任の外部委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 外部委員は、再任されることができる。
- 5 外部委員は、非常勤とする。
- 6 委員会には委員長を置き、委員長は副理事長にある者をもってこれに充てる。
- 7 委員長は、会務を総括し委員会を代表する。
- 8 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 9 委員会は、外部委員の氏名及び職業を任期が終了した後に公表する。

(委員会の所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議等を行うものとする。

- 一 機構が発注する工事に関して策定する「総合評価方式の実施方針」に関すること。
- 二 機構が発注する工事に関して策定する「総合評価方式に関する技術提案の評価方法（評価項目、評価基準及び得点配分等）」に関すること。
- 三 機構が発注する工事に関して実施する総合評価について、高度な技術等を含む技術提案の評価・審査に関すること。
- 四 機構が発注した工事に関して実施した総合評価について、高度な技術等を含む技術

提案の評価等、落札者決定についての報告に関すること。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎年度2回開催する。

2 委員会は、外部委員の過半数かつ委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長は、委員会を開催することができない場合であって、緊急を要すると認めるときは、書類の回議をもって委員会の開催に代えることができる。この場合において、委員長は、次の委員会の開催においてその結果を報告する。

4 委員会は非公開とし、審議の概要は、これを公表する。

(委員の除斥)

第5条 委員は第3条三号又は四号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第6条 委員は、第3条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、技術管理室契約企画課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成17年12月19日から実施する。

附 則①

この規程は、平成22年2月5日から実施する。

附 則②

この規程は、平成22年7月27日から実施する。

附 則③

この規程は、平成26年4月1日から実施する。